

福岡県公報

令和二年一月二十八日
第七十四号
増刊 ①

目次

告示 (第七十六号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

示 (農村森林整備課) …………… 一

教育委員会

○福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課) …………… 一

告示

福岡県告示第七十六号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月二十八日

福岡県知事 小川 洋

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を「、平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害及び令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交

付規程の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程(平成七年三月福岡県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(被表彰者の選考)

第四条 条例第三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号の規定に基づく表彰に係る第一次選考は、教育庁本庁各課長及び出先機関の長が、それぞれ所属の職員について行い、教育総務部総務企画課長(以下「総務企画課長」という。)に内申書を提出する。

2 前項の表彰に係る第二次選考は、副教育長、教育総務部長、教育振興部長及び総務企画課長が内申書に基づき、これを審査し、適当と認めるものについて教育長に内申する。

3 条例第三条第四号の規定に基づく表彰に係る選考は、総務企画課長が行い、適当と認めるものについて教育長に内申する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。